

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月八日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則二―三―四三

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(事務総局に置く課、室及び局の設置)	(事務総局に置く課、室及び局の設置)

第四条 事務総局に、次の五課、一室及び四局を置く。

(略)

総合政策課

(略)

(削る)

(略)

(課長、室長及び局長の設置)

第五条 前条の各課に課長を、情報管理室に室長を、各局に局長を置く。

(サイバーセキュリティ・情報化審議官)

第八条の三 (略)

2 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命

第四条 事務総局に、次の五課、二室及び四局を置く。

(略)

企画法制課

(略)

公文書監理室

(略)

(課長、室長及び局長の設置)

第五条 前条の各課に課長を、各室に室長を、各局に局長を置く。

(サイバーセキュリティ・情報化審議官)

第八条の三 (略)

2 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命

---

を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の三第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（総務課の所掌事務等）

第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

---

を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の四第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（総務課の所掌事務等）

第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

---

---

三 公文書類の審査（総合政策課の所掌に属するものを除く。）及び公文書類の進達に関すること。

四〇十三 （略）

十四 総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。

十五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

十六 人事院の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十七 人事院の保有する情報の公開に関すること。

十八 人事院の保有する個人情報の保護に関する

---

三 公文書類の審査（企画法制課の所掌に属するものを除く。）及び公文書類の進達に関すること。

四〇十三 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

---

ること。

十九・二十 (略)

2 総務課に、広報室及び公文書監理室を置く。

3 前項の各室に、室長を置く。

4 広報室は第一項第十二号及び第十三号に掲げる事務を、公文書監理室は同項第十四号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

(総合政策課の所掌事務等)

第十条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事行政に関する基本的施策の策定及び推進に関すること。

二 (略)

十四・十五 (略)

2 総務課に、広報室を置く。

3 広報室に、室長を置く。

4 広報室は、第一項第十二号及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

(企画法制課の所掌事務等)

第十条 企画法制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事行政に関する基本的施策の策定に関すること。

二 (略)

三 第一号の人事行政に関する基本的施策に關し横断的な処理を要する事項に関する施策の企画及び立案に關すること。

四〇十 (略)

2 総合政策課に、政策調整室及び法制調査室を置く。

3 前項の各室に、室長を置く。

4 政策調整室は第一項第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に關する事務並びに同項第五号に關する事務を、法制調査室は同項第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

(国際課の所掌事務)

第十二条の二 国際課は、次に掲げる事務をつか

(新設)

三〇九 (略)

2 企画法制課に、法制調査室を置く。

3 法制調査室に、室長を置く。

4 法制調査室は、第一項第五号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。

(国際課の所掌事務)

第十二条の二 国際課は、次に掲げる事務をつか

---

さどる。

一 人事行政に係る国際機関、外国の行政機関等に関する事務の調整に関すること（総合政策課の所掌に属するものを除く。）。

二〇五 （略）

（削る）

---

さどる。

一 人事行政に係る国際機関、外国の行政機関等に関する事務の調整に関すること（企画法制課の所掌に属するものを除く。）。

二〇五 （略）

（公文書監理室の所掌事務）

第十二条の三 公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三 人事院の所掌事務に関する官報掲載に関する

---

---

(情報管理室の所掌事務)

第十二条の三 (略)

(職員福祉局に置く課等)

第十七条 職員福祉局に、職員団体審議官の下に置くもののほか、次の三課及び参事官一人を置く。

(略)

---

ること。

四 人事院の保有する情報の公開に関すること。

五 人事院の保有する個人情報の保護に関すること。

(情報管理室の所掌事務)

第十二条の四 (略)

(職員福祉局に置く課等)

第十七条 職員福祉局に、職員団体審議官の下に置くもののほか、次の三課及び参事官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

(略)

---

(調整課の所掌事務)

第四十三条 (略)

2 | 調整課に、公平審査制度企画室を置く。

(新設)

3 | 公平審査制度企画室に、室長を置く。

(新設)

4 | 公平審査制度企画室は、第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事項に関する事務及び同項第二号に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

(企画官)

(企画官)

第四十五条 人材局及び給与局に、それぞれ企画官一人を置く。

第四十五条 職員福祉局、人材局及び給与局に、それぞれ企画官一人を置く。

2 (略)

2 (略)

(総合調整官)

第四十七条 削除

第四十七条 事務総局に、総合調整官一人を置

<p style="text-align: center;">(総務企画調整官)</p> <p style="text-align: center;">第四十八条 (略)</p> <p>2 総務企画調整官は、命を受けて、第九条第一項第五号に掲げる事務を行い、又は同項第一号から第九号まで(第五号を除く。)に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">(総務企画調整官)</p> <p style="text-align: center;">第四十八条 (略)</p> <p>2 総合調整官は、命を受けて、事務総局の事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務及び特に命ぜられた事務を行う。</p> <p style="text-align: center;">(総務企画調整官)</p> <p style="text-align: center;">第四十八条 (略)</p> <p>2 総務企画調整官は、命を受けて、第九条第一項第五号に掲げる事務を行い、又は同項第四号及び第六号に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。</p>
---	--

附則

この規則は、公布の日から施行する。